

住まいの「耐震診断」しませんか

あなたの家は地震が来ても大丈夫？

近年、国内各地で大きな地震が発生しており、住宅の倒壊等による人命被害が多く発生しています。山口県においても、複数存在する活断層や切迫性が指摘されている南海トラフを震源とする地震など、大きな地震が発生する可能性があります。

和木町が実施する支援制度をご活用ください

和木町では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工した一戸建ての木造住宅の**無料耐震診断**や**耐震改修工事にかかる費用の一部を補助する制度**を行っています。

耐震診断

無料

耐震診断を希望される方に、**無料**で耐震診断員を派遣します。

- ・ 診断は、目視によるもの(一般診断法)になります。破壊検査は行いません。

耐震改修工事

補助額 耐震改修工事費の80%
※上限額 100万円

耐震改修工事に要する**費用の一部を補助**します。

- ・ 事前に耐震診断を行う必要があります。
- ・ 耐震性を有していない住宅が対象です。

大切な家族や財産を守るため、まずは耐震診断で地震に対する強さを確認してみませんか？耐震性能がない場合は、地震が起きた時に倒壊しないよう住宅の耐震化を考えてみてください。

- ◇ 募集期間・募集戸数 **令和7年度の募集は終了いたしました。**
◎ 募集期間 **令和8年度も実施する予定ですので、詳しくは下記窓口**
◎ 募集戸数 **までお問い合わせください。**

- ◇ 対象となる住宅(すべての項目に該当するもの)
- ◎ 一戸建て木造住宅(プレハブ住宅、丸太組工法は対象外)で、3階建て以下のもの
 - ◎ 昭和56年5月31日以前に着工したもの
 - ◎ 現に居住している住宅
 - ※ 昭和56年6月1日以降に増築をしている住宅は対象外となる場合があります。
 - ※ 土砂災害特別警戒区域内の住宅で耐震改修を行う場合は、土砂災害対策改修を併せて実施する必要があります。

詳しくは和木町のホームページまたは以下の窓口にお問い合わせください。

《窓口》 和木町都市建設課 電話:0827-52-2197

- ※ 町の補助制度のほかに、税制や融資等における優遇制度もあります。詳しくは町のホームページまたは山口県住宅課作成のチラシ「地震に強い住まいのために」をご確認ください。

耐震診断

検索

和木町のホームページで検索!